複数の金融機関から返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題の解決を支援しようと、県は25日から12月2日まで、県内17か所で地元弁護士らによる「借金に関する無料法律相談会」を開催する。今年4月に成人年齢が引き下げられ、若者の金融トラブルも懸念される。県消費生活センターの担当者は「早めの相談が、多重債務問題の解決のきっかけとなる。一人で悩まず、信用できる機関に相談してほしい」と話している。

今年4月の改正民法の施行により成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳から親の同意なくクレジットカードの申し込みやローンを組むことが可能となった。借入額に制限を設けるなどした2010年の改正貸金業法の完全施行により、多重債務問題は一時に比べて落ち着きをみせているが、今後、若者の多重債務者が増加する可能性もある。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決が極めて困難になると言われる。返済が不可能な場合、法的な手続きを考えなければならない。借金の減額や支払いの猶予などを図る債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」があり、法律の専門家に相談して適切な方法を見極めることが重要だ。

同センターは「きちんとした手続きを取れば多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる方は、ぜひ相談会を利用してほしい」と呼びかけている。

相談は予約制で、会場によっては土日、夜間も開催する。期間外でも、県及び 市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口では常に相談を受け付けている。 問い合わせは県消費生活センター(023-624-0999)へ。